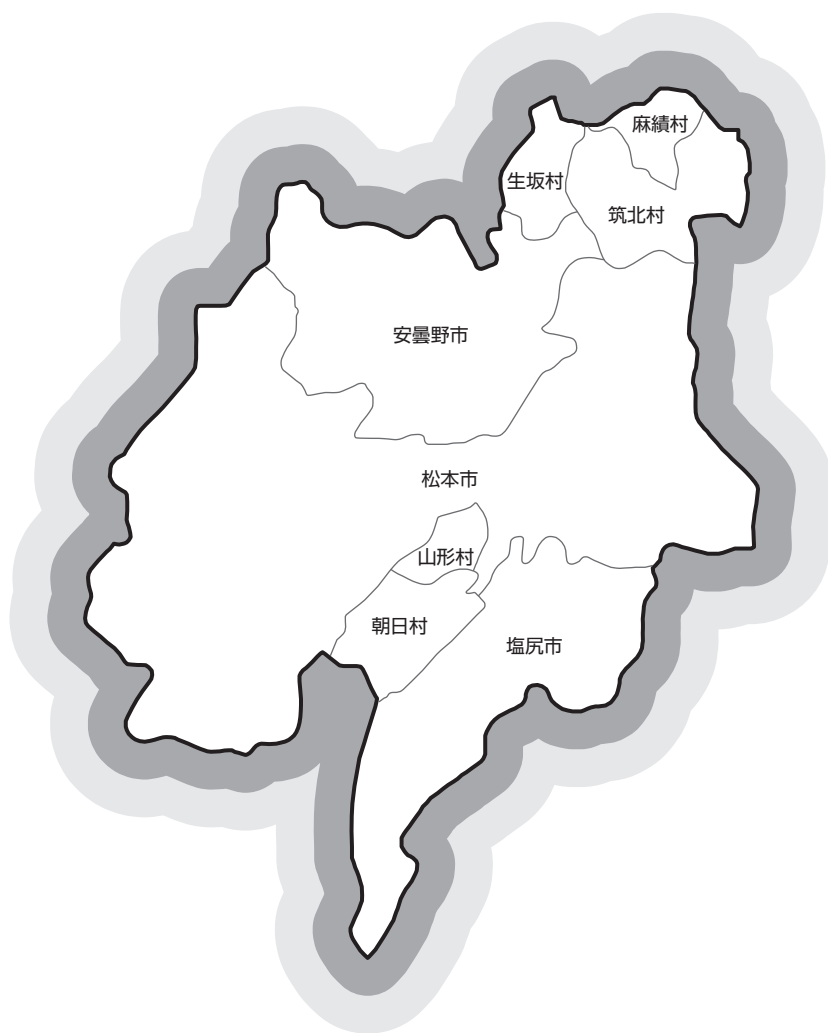


松本広域連合 広域計画

期間：平成26年度～平成30年度



松本広域連合
Matsumoto Region Union

目 次

広域計画の改定にあたり	2
1 松本地域の広域行政の推進に関する事	6
2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事	7
3 旧伝染病舎跡地の管理に関する事	8
4 消防に関する事（消防団に関する事並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事を除く。）	9
5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	11
6 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	12
7 広域的なごみ処理の対応に関する事	14
8 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	15
9 調査研究に関する事	16
10 広域計画の期間及び改定に関する事	16
資料編	17



1 はじめに

松本市、塩尻市、東筑摩郡及び南安曇郡の19市町村（以下「関係市町村」という。）は、「松本地域広域行政事務組合をゆるやかに広域連合に移行する」という基本方針のもと、十分な論議を重ねて共通の認識に立ち、松本地域の一体的な発展を目指して松本地域広域行政事務組合を解散し、平成11年2月1日に松本広域連合（以下「広域連合」という。）を設置しました。

松本地域は、長野県の中央に位置し、“日本の屋根”といわれる北アルプスが眺望できる美しく豊かな自然と、国宝松本城をはじめとする豊富な歴史文化資産に恵まれ、長野県における経済、文化の中心的役割を担っています。

また、広域連合が、広域消防や介護保険制度及び障害支援区分認定制度に基づくそれぞれの認定審査会の運営など、松本地域の人々の生活に極めて密接な事業を行っていることなどから、地域住民の連帯意識も強固なものとなってきています。

2 沿 革

(1) 広域行政機構

昭和46年に関係市町村は、国の広域市町村圏振興整備措置要綱に基づき、松本地域広域市町村圏として県知事の指定を受けて松塩筑南安広域市町村圏協議会を設置し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、松本地域の一体的な発展を図るために松本地域広域市町村圏計画を策定しました。

昭和52年に松塩筑南安広域市町村圏協議会を引き継いで設立された松塩筑南安広域行政事務組合は、昭和63年に松本地域広域行政事務組合と名称を改め、平成11年2月に広域連合へと移行しました。

(2) 松本地域ふるさと市町村圏

国は、平成元年度からふるさと創生及び多極的分散型国土の形成を促進するため、地域の自立的な発展が見込まれる広域市町村圏のなかからふるさと市町村圏の選定をしてきました。

松本地域は、平成元年6月に全国で最初の23モデル圏域のひとつとして選定され、地域の総合的かつ重点的な振興整備を図るため、松本地域ふるさと市町村圏計画（以下「ふるさと市町村圏計画」という。）を策定するとともに、平成元年度及び2年度の2年間でふるさと市町村圏基金を造成し、基金の運用益を活用して広域にわたる多様な地域づくりを進めてきました。

ふるさと市町村圏計画の策定経過

	策定年月	計画期間	基本理念	圏域の将来像	施策の大綱(「編」のみを掲載。)
第1次	平成2年3月	平成2年度～平成6年度	地球と人類にとって かけがえのない 美しく豊かな自然を 守り育てながら、 人が人にやさしく 豊かさにあふれ、 誰もが 住んでみたいと思う ふるさとづくり	アルプスにいだかれ やさしさと ゆたかさにあふれた 飛躍するふるさと	・快適で安全な環境と明るく住みよいまちづくり ・やすらぎと生きがいのあるまちづくり ・人と文化を育むまちづくり ・魅力ある産業と活力あるまちづくり ・効率的な行財政運営と住民サービスの充実 したまちづくり
第2次	平成7年2月	平成7年度～平成11年度			
第3次	平成12年2月	平成12年度～平成16年度	アルプスに象徴される 美しく豊かな自然を 守り育てながら、 やさしさと 豊かさにあふれ、 ゆとりと希望に満ちて 発展するふるさとづくり	アルプスの風 さわやかに やさしく豊かに 伸びゆくふるさと	・快適で安全な環境と明るく住みよい地域づくり ・健やかでやすらぎのある地域づくり ・人と文化を育む地域づくり ・活力ある産業と魅力ある地域づくり ・住民参加による地方分権時代の地域づくり
第4次	平成17年7月	平成17年度～平成21年度			

ふるさと市町村圏計画は、松本地域を総合的に振興するための指針としての役割を持ち、その策定にあたっては、国や県の計画、関係市町村の計画や広域計画などとの整合を図り、関係市町村と広域連合が果たすべき役割等を定めてきました。

国は、平成21年3月31日をもって、地域の振興整備を図り、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策を、当初の役割を終えたものとして廃止し、今後の広域連携は、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によることとしました。

これを受けて、広域連合は、平成21年度に松本地域広域行政圏施策の今後のあり方について協議し、次のとおり基本方針を決定しました。

ア 松本広域行政圏及び広域連合のあり方

当分の間、従来どおりの枠組み等を維持する。

イ ふるさと市町村圏計画

ふるさと市町村圏計画は、第4次計画をもって終了し、第5次計画を策定しない。

ウ 松本地域ふるさと市町村圏基金及び同基金に基づく事業

当分の間、基金を存続し、ソフト事業を従来どおり実施していく。

(3) 広域連合と関係市村

関係市町村数は、市町村合併により広域連合発足時の19市町村から松本市、塩尻市、安曇野市並びに東筑摩郡の麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村の5村（以下「関係市村」という。）の8市村となりました。

広域連合は、地方分権の進展に伴い、地方が担う役割が今まで以上に大きくなるなかで、関係市村におけるそれぞれの伝統や特性を尊重し、市村の枠を越えて多様化、広域化及び高度化する地域住民のニーズに適切かつ効率的に対応するとともに、国が進めている行財政改革や松本地域内で進められてきた市町村合併などを踏まえ、足腰の強い広域行政システムの構築に努めています。

3 広域計画

広域計画は、地方自治法の規定に基づき、関係市村や住民に対して広域連合が掲げる事務処理の方針や目標を示すための計画です。

策定等の経過

策定年月	計画期間	策定経過
平成11年11月	平成11年度～平成15年度	発足に伴う策定
平成16年2月	平成16年度～平成20年度	計画期間終了に伴う全部改定
平成18年7月	～平成20年度	規約変更等に伴う一部改定
平成21年2月	平成21年度～平成25年度	計画期間終了に伴う全部改定
平成22年7月	～平成25年度	広域行政圏施策の廃止及び規約変更等に伴う一部改定
平成24年7月	～平成25年度	規約変更等に伴う一部改定

広域連合は、国の広域行政圏施策の廃止に伴い、ふるさと市町村圏計画を第4次計画で終了しましたが、その理念等を広域計画に位置づけることとしました。

次の表に掲げる基本理念を指針として、この広域計画に基づき松本地域の将来像の実現に向け、関係市村と連携しながら事務事業を推進していきます。

基本理念	アルプスに象徴される美しく豊かな自然を守り育てながら、 やさしさと豊かさにあふれ、 ゆとりと希望に満ちて発展するふるさとづくり
松本地域 の将来像	アルプスの風さわやかに やさしく豊かに伸びゆくふるさと
施策の柱	1 快適で安全な環境と明るく住みよい地域づくり 2 健やかでやすらぎのある地域づくり 3 人と文化を育む地域づくり 4 活力ある産業と魅力ある地域づくり 5 住民参加による地方分権時代の地域づくり

1 松本地域の広域行政の推進に関すること



(1) 経緯

関係市町村は、昭和46年に松本地域広域市町村圏の指定を受けて松本地域広域市町村圏計画を策定し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、松本地域の一体的な発展を図ってきました。

平成元年には、国のふるさと市町村圏の選定を受けてふるさと市町村圏計画を策定し、この計画に基づいて、平成5年4月の広域常備消防体制の整備や平成11年2月の広域連合への移行などの事業の展開を図ってきました。

また、県、関係市町村及び一部事務組合は、この計画に定められた内容に沿って交通体系の整備や個性ある地域づくりを進め、広域連合は、広域消防体制の充実や松本地域の一体感を醸成するソフト事業に取り組むとともに、県や他の広域連合などと関係市町村との広域的な課題についての連絡調整を行ってきました。

(2) 現状と課題

松本地域では、超少子高齢型人口減少社会への対応や行財政改革の推進などのために「平成の大合併」が進み、広域連合の関係市町村数も、発足時の19市町村から、平成21年度末には8市村となりました。

また、交通網の整備や情報通信手段の発達・普及などにより、地域住民の生活圏が関係市村の枠を越えて拡大したことにより、広域的な地域づくりや施策に対する行政需要が高まっています。

国は、従来の広域行政圏施策を平成20年度末に廃止し、地域活性化の取り組みとしての「定住自立圏構想」など、新たな事務事業の共同処理の仕組みを推進しています。

(3) 今後の方針と施策

関係市村の連携及び国や県などと関係市村の連携のさらなる強化を図るとともに、住民本位の効率的で質の高い行政サービスを提供するため、規模や地理的条件などが異なる関係市村の事務事業の共同処理等を通じ、広域行政の推進に努めていきます。

2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関すること



(1) 経緯

関係市町村は、平成元年のふるさと市町村圏の選定に伴い、平成元年度と2年度の2年間で、関係市町村の出資及び県の助成により10億円の松本地域ふるさと市町村圏基金を造成しました。広域連合は、その基金の運用益を原資として、関係団体と協力しながら、松本地域の活性化やイメージアップを図るための事業を展開し、地域振興に努めてきました。

その後、平成20年度の国の広域行政圏施策の廃止に伴い、平成21年度に松本地域ふるさと市町村圏基金の名称を松本地域ふるさと基金と改め、当分の間、この基金を存続し、ソフト事業を従来どおり実施していくこととしました。

(2) 現状と課題

基金を造成してからの数年間は、高金利に支えられて積極的な事業展開が可能でしたが、その後の度重なる金利の引き下げにより、基金の運用益が大幅に減少しています。

平成14年度のペイオフ解禁以降は、安全かつ有利な国債等の購入により基金の運用益の確保に努めてきましたが、この運用益を主な財源とするソフト事業の展開は、極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、広域連合が展開する事業に対する地域住民や関係市町村の期待が大きいことから、可能な限り財源の確保を図るとともに、松本地域の振興整備につながる事業展開に努めていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

松本地域の振興整備のため、基金の運用益等の財源確保に一層努めるとともに、必要な事業を厳選し、関係市町村の協力を得て、関係団体と連携・協力しながら、効率的かつ計画的に次の諸事業を推進していきます。

ア 広域的観光事業

イ 広域的健康づくり・スポーツ振興事業

ウ 広域的地場産業振興事業

エ 広域的文化事業

オ その他松本地域の多様な地域づくりを進めるための事業

3 旧伝染病舎跡地の管理に関すること



(1) 経緯

昭和47年に伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、松塩筑南安病院組合が設置され、伝染病予防法に基づく伝染病舎の維持管理や患者への対応に努めてきました。

この間、設置及び管理運営主体は、松塩筑南安広域行政事務組合から松本地域広域行政事務組合を経て、広域連合となりました。

平成11年4月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が施行され、伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務が市町村の事務から県の事務となったため、これを広域連合が処理する事務から除外し、伝染病舎の土地及び建物を普通財産として管理することとしました。

松本地域南部の基幹医療機関である国立松本病院からの要望や県からの依頼を受け、平成11年7月1日から平成13年3月31日まで土地及び建物の全部を感染症治療施設として無償貸与しました。

平成13年4月1日に伝染病院隔離病舎財産処分を行い、同日から平成18年3月31日まで旧伝染病舎の土地及び建物の全部を国立松本病院に無償貸与し、併せて施設管理を同病院に委託しました。

松本病院（平成16年4月に国立松本病院が独立行政法人化）から引き続き借り受けたい旨の要望を受け、平成18年4月1日から平成21年8月31日まで旧伝染病舎の土地及び建物の一部を賃貸借契約により貸付けました。

その後、まつもと医療センター（平成20年4月に松本病院と中信松本病院が組織統合）から病棟等の更新築整備に当たり、旧伝染病舎の土地の一部を駐車場として借用したい旨の申出があり、平成23年1月1日から同年12月31日まで賃貸借契約により貸付けました。

(2) 現状と課題

まつもと医療センターから松本病院と中信松本病院の一体化整備に当たり、旧伝染病舎用地を更地にて借用したい旨の申出があり、旧伝染病舎の建物を解体し、平成24年4月1日から土地の全部を賃貸借契約により同センターに貸付けています。

今後、広域連合は、旧伝染病舎跡地を処分する場合、まつもと医療センターの地域基幹医療機関として果たす役割と従来からの関係を踏まえ、関係市村と慎重に検討する必要があります。

(3) 今後の方針と施策

旧伝染病舎跡地の処分については、まつもと医療センターの意向を把握しながら、関係市村と協議を進め、適正に対応していきます。

4 消防に関すること（消防団に関すること並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）



(1) 経緯

平成5年以前の松本地域における消防体制は、東筑摩郡10町村と南安曇郡2村が非常備の状況にありました。

松本地域広域行政事務組合は、常備消防体制の未整備地域の解消を図るとともに、松本地域19市町村を一体とした広域常備消防体制の構築に取り組み、平成5年4月1日に松本広域消防局が発足しました。これは、関係市町村のそれぞれが、財政力に応じた経費負担をすることにより、地域住民が等しく高度な消防サービスを受けることができる広域消防体制を確立した先駆的な事例として、全国的にも注目され、以来、松本広域消防局では、地域住民の安全で、安心できる暮らしを確保するため、消防体制の充実強化に努めてきました。

平成11年2月に広域連合への移行を経て、平成17年4月からは、木曾郡榑川村が塩尻市と合併したことに伴い、同市榑川地区の消防業務を木曾広域連合に事務委託しました。

その後、平成20年1月に長野県全域の消防広域化について策定された「長野県消防広域化推進計画」に基づき、中南信地域に消防本部を設置する7団体で消防広域化の協議を進めてきましたが、時期尚早との団体もあり平成22年度末で協議は一旦休止となりました。

(2) 現状と課題

社会情勢の変化等により、災害は大規模化・複雑多様化し、消防業務の高度化が強く求められています。政府の地震調査委員会は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、牛伏寺断層を含む糸魚川-静岡構造線断層帯について、「地震の発生確率が高くなっている可能性がある」と公表しており、この断層帯の中央に位置する松本地域では、地震災害に対する住民の関心が更に高まっています。

また、今後の人口推計では、松本地域の人口は減少傾向にある半面、高齢者の人口割合は増加傾向にあると予想される中、関係市村の人口変動を含む社会情勢の変化を見据え、平成23年度に策定した「常備消防力整備に係る中長期構想」に基づき、より広域的な観点で合理的かつ効果的な消防体制を構築し、大規模災害や特殊災害に備えた危機管理体制をさらに充実していく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

松本地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、「常備消防力整備に係る中長期構想」を指針として、次に掲げる施策を中心に、積極的に取り組んでいきます。

- ア 常備消防体制の充実
- イ 火災予防対策の推進
- ウ 大規模災害等への対応
- エ 救急救命体制の充実
- オ 情報通信体制の整備

5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して 広域連合及び関係市村が行う事務に関すること



(1) 経緯

平成12年4月からの介護保険法施行に伴い、関係市町村は、保険者として被保険者の資格管理、認定調査、保険給付、保険料の賦課及び徴収等の事務を担当し、広域連合は、介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を担当することとし、平成11年8月に審査会を設置し、同法施行前の準備期間から審査判定を開始しました。

平成13年10月には、広域連合と関係市町村の間に、通信回線による認定調査及び審査判定事務のデータ相互伝送システム（ネットワークシステム）を構築し、紙ベースによる事務処理から電子データの送受信による事務処理に切り替えました。

また、平成19年7月には、平成13年に導入した介護認定ネットワークシステムが老朽化したため、関係市町村とのネットワークシステムを長野県高速情報通信ネットワーク（ブロードウェイながの）へ接続し、電子データの送受信の高速化やセキュリティーの向上を図るとともに、経費削減や事務処理の効率化を図りました。

介護保険制度の開始以降、3年毎の要介護認定の方法等の見直しの際には、必要な研修やシステム改修を実施し、効率的な審査会の運営に努めてきました。

(2) 現状と課題

要介護認定の審査件数は、高齢化率の上昇と制度の浸透により、新規申請が増加傾向にあるものの、有効期間の延長により、全体の審査件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

これまでの要介護認定方法等の見直しに伴い、一次判定ソフト等の改訂が行われてきましたが、審査会の委員に対しては、2年の任期のなかで、複雑化する審査手法の習熟が求められているとともに、合議体としての説明責任も負っていることから、その負担が一層重くなることが予想されます。

広域連合としては、引き続き適正な審査判定を行うため、合議体長連絡会議や認定調査員研修会などを開催し、判断基準の適用の平準化を図る必要があります。

(3) 今後の方針と施策

今後も介護保険制度が継続可能な制度であり続けるためには、第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）の施行も念頭に、介護保険制度の給付の重点化・効率化とともに、予防給付の内容・方法の見直し、自立支援型のケアマネジメントの実現に向けた制度的対応の検討が必要になってきます。

介護認定については、公平、公正かつ迅速な審査判定を行うため、審査会委員研修や認定調査員研修及び合議体長連絡会議などを通じ、判断基準の適用の平準化、認識の共有化を図り、審査会の適正な運営に努めていきます。

また、今後は、要介護認定の方法等の見直し等に的確に対応するため、国の動向を注視し、関係市村との連携を図るなかで、効率的な事務処理に向け、適切な対応をしていきます。

6 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して 広域連合及び関係市村が行う事務に関すること



(1) 経緯

これまで障害の種類や年齢によって異なっていた福祉サービスを統一し、全ての障害者が共通の福祉サービスを受け、地域で自立した生活を送ることを目指した障害者自立支援法の一部が、平成18年4月1日に施行されました。

この法律によると、市町村が障害程度区分認定審査会を設置し、障害者へのサービス提供に必要な障害程度区分の決定を行うこととされているため、この法律の施行以前の準備段階において、県市長会や県町村会などは、スケールメリットを生かすため、障害福祉に関して人材が豊富な県に対して審査会を設置するよう要望してきましたが、県からは受託できない旨の回答がありました。

これを受けて、平成17年11月に「市町村審査会の共同設置についての要望書」が関係市町村から広域連合に提出されたため、事務局に研究会を設置して検討を重ねた後、関係市町村議会の議決を経て、平成18年3月に広域連合に審査会を共同設置することについて、県知事から許可が出されました。これにより、平成18年4月1日から、審査会を設置し、審査判定を開始しました。

(2) 現状と課題

平成24年6月には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正となり、平成25年4月から施行となりました。

国は、障害者総合支援法において、障害程度区分を障害支援区分に改め、平成26年4月1日から施行することとしました。この中で、知的障害者・精神障害者の特性に応じた障害支援区分とするため、コンピュータ判定式の抜本的な見直し、調査項目の追加及び削除、調査項目の選択肢や調査方法等の見直しを行っています。

また、障害者総合支援法では、障害者の定義に「難病等」が追加され、障害福祉サービスの対象となりました。

今後は、障害支援区分の施行に向けたスケジュールと並行して、広域連合と8市村を結ぶ現行のネットワークを利用することを前提とした、新ソフトに対応したデータ授受の仕組みづくりを構築するとともに、審査会の将来を見据えた効率的な運営を図るため、関係市村との連携を図るなかで、審査の依頼時期、件数、組織体制などについて、調整を図っていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

今後も国の動向を注視し、情報収集に努め、関係市村との連携を図るなかで、公正、公平かつ適正な審査判定を行い、効率的な審査会の運営に努めていきます。

また、今後は、より迅速で適正な事務処理能力の向上を図り、審査件数の増加に対応していくため、新たな障害支援区分認定システムの導入を検討していきます。

7 広域的なごみ処理の対応に関すること



(1) 経緯

国からのごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインの提示に伴い、平成10年度に関係市町村に池田町及び松川村を加えた21市町村は、長野県ごみ処理広域化松本地域計画（以下「ごみ処理広域化松本地域計画」という。）を策定しました。

また、平成11年6月には、この計画の推進を図るために松本地域ごみ処理広域化推進協議会（事務局：松本地方事務所）が設置されました。広域連合は、この協議会に参画するとともに、廃棄物処理の適正化等のため、広域的なごみ処理への対応を行うこととなりました。

平成23年3月、松本地域ごみ処理広域化推進協議会は、ごみ処理の広域的な課題に適切に対応するため、策定から10年を経過したごみ処理広域化松本地域計画の見直しを行いました。

この計画に基づき、平成18年3月に白坂衛生施設組合が解散となり、同年4月に麻績村と筑北村が穂高広域施設組合に加盟しました。さらに、平成24年3月には塩尻・朝日衛生施設組合が解散し、同年4月に松本西部広域施設組合と塩尻・朝日衛生施設組合を統合した松塩地区広域施設組合が発足しました。

(2) 現状と課題

現在、松本地域のごみ処理は、松塩地区広域施設組合及び穂高広域施設組合の2つの一部事務組合により行われています。

ごみの収集は、各市村又は一部事務組合が実施していますが、分別収集方法やリサイクルへの取組みは、それぞれが異なっています。

広域連合は、松本地域ごみ処理広域化推進協議会において、ごみ処理広域化松本地域計画の進行管理、新技術の研究や情報交換、ごみ減量化やリサイクルの推進、分別収集方法の統一、ごみの適正処理に関する研究や情報交換など、必要な情報の収集に努めています。

(3) 今後の方針と施策

広域連合は、松本地域ごみ処理広域化推進協議会を通じて松本地域の今後の方向性を把握するとともに、関係市村に共通する課題についての調査研究を進めます。

8 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して 広域連合及び関係市村が行う事務に関すること



(1) 経緯

限られた財源のなかで、住民本位の効果的な諸施策を実現していくためには、関係市町村の職員の一層の能力開発と資質向上を図ることが不可欠であることから、平成11年2月の広域連合発足を契機に、広域連合と関係市町村とが協力して職員研修を企画し、取り組むこととしました。

広域連合は、関係市町村と実施方法について調整を行い、平成12年度から職員共同研修を、平成13年度から職員派遣研修を実施しています。

(2) 現状と課題

広域連合と関係市村は、多様化する住民ニーズや地方分権の進展による新たな市町村事務など、関係市村を取り巻く行政諸課題に対応するための職員共同研修と関係市村間の職員の相互派遣研修を実施しています。

職員共同研修については、行政諸課題が増加していくなかで、これまで以上に職員の政策立案能力と適切な施策遂行能力が求められていることから、さらに内容を充実させるとともに、テーマを絞った高度で専門的な研修を実施する必要があります。

相互派遣研修については、市町村合併が進んだことにより、その役割や制度の見直しが必要となっています。

(3) 今後の方針と施策

共同研修は、過去の研修実績や関係市村で実施する独自研修の状況を的確に把握し、時代の変化に即した高度で専門的な研修を計画的に実施していきます。

また、派遣研修は関係市村間の人事交流と、視点の異なる幅広い行政感覚の醸成に繋がることから、関係市村が積極的に参加できるよう検討します。

関係市村は、松本地域の一体的な発展のため、広域連合が行う職員共同研修に積極的に協力していくものとします。

9 調査研究に関すること



(1) 経緯

地方分権の進展、少子高齢化社会の到来、地域住民の価値観の多様化や生活圏の拡大などにより、行政サービスの一層の専門化や高度化が必要なことから、平成11年2月の広域連合発足を契機に、広域的な諸課題について調査研究に取り組むこととしました。

(2) 現状と課題

当面の検討すべき課題として、広域的な地域情報化と観光振興を中心に調査研究を進めてきましたが、今後、地方分権の進展や広域的な諸課題に柔軟に対応する必要があることから、効率的かつ効果的な広域行政の推進について、住民ニーズを把握しながら幅広く調査研究を進めていく必要があります。

(3) 今後の方針と施策

関係市村及び関係機関との連携を図り、研究会や講演会などを通じて次の事項に関する調査研究を進め、広域連合として処理することが適切な事項については、積極的に対応します。

- ア 地方分権に関すること。
- イ 広域的な地域情報化に関すること。
- ウ 広域的な保健福祉に関すること。
- エ 広域的な観光振興に関すること。
- オ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。

10 広域計画の期間及び改定に関すること



広域計画の期間は、原則として平成26年度から平成30年度までの5年間とし、その後は、5年を単位に、計画期間の満了前に見直しを行います。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、随時、改定を行うものとします。

資料編

1 松本広域連合と関係市村

- (1) 位置
- (2) 地勢
- (3) 関係市村の面積及び人口
- (4) 松本広域連合の沿革
- (5) 関係市村の推移
- (6) 松本広域連合組織図

2 松本地域ふるさと基金造成の経緯

3 旧伝染病舎跡地

4 広域消防

5 介護認定審査

6 障害支援区分認定審査

7 広域的なごみ処理の対応

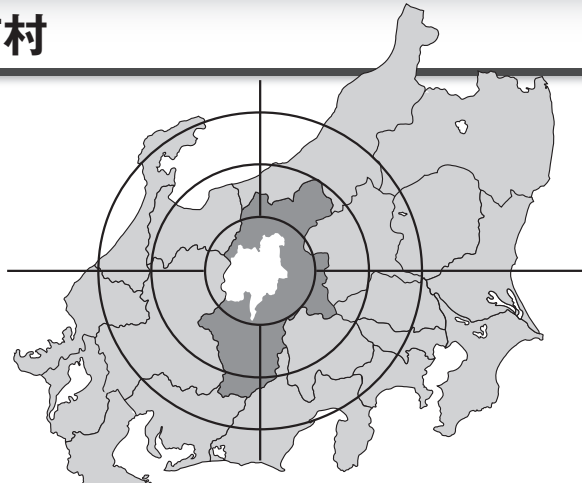
8 職員の共同研修

松本広域連合規約

1 松本広域連合と関係市村

(1) 事務所の位置

長野県松本市波田4417番地1
 ■北緯36度11分55秒
 ■東経137度51分28秒
 ■海拔679メートル



(2) 地 勢

松本地域は、長野県のほぼ中央に位置し、東西に52km、南北に73km、総面積1,869.19km²と、長野県の総面積の14%にあたる広範な面積を占めています。西は中部山岳国立公園である標高3,190mの奥穂高岳、標高3,180mの槍ヶ岳など日本の屋根といわれる北アルプス連峰、東は八ヶ岳中信高原国定公園に属する美ヶ原高原、鉢伏山、高ボッチ高原、北は聖山高原県立自然公園の主峰聖山、南は中央アルプス県立自然公園の茶臼山など、四方を美しい山々に囲まれ、盆地を形成しています。

この豊かな土地を潤すいくつかの河川は、西から梓川、烏川と合流した穂高川、南から奈良井川、鎖川、田川、東から薄川、女鳥羽川、北からは、高瀬川、更に会田川、麻績川がこの地域で一つとなり、大きく犀川となって日本海に注いでいます。

これらの河川により形成された複合扇状地が松本平と安曇平であり、豊かな自然の恵みをもたらしています。

気候は、位置と地形の関係から、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示しており、寒暖の差が大きく、空気は乾燥して澄み、四季の変化に富んでいます。

標高は、松本平から安曇平の平坦地が約500mから800m、筑北地域が約510mから1,400m、東の美ヶ原などの山々は2,000m、北アルプスは3,000mまでとなり変化に富んだ地形を形成しています。

(3) 関係市村の面積及び人口

■ 関係市村（3市5村）

市 村 名	面積(km ²)	人 口 (人)			世帯数	人口密度 (人/km ²)
		総 数	男	女		
松 本 市	978.77	243,271	119,200	124,071	102,015	248.5
塩 尻 市	290.18	67,947	33,804	34,143	26,210	234.2
安 曇 野 市	331.82	99,096	48,038	51,058	37,957	298.6
麻 績 村	34.38	2,982	1,384	1,598	1,164	86.7
生 坂 村	38.97	1,989	970	1,019	771	51.0
山 形 村	24.94	8,835	4,382	4,453	2,863	354.3
朝 日 村	70.63	4,755	2,318	2,437	1,456	67.3
筑 北 村	99.50	5,093	2,484	2,609	1,905	51.2
計	1869.19	433,968	212,580	221,388	174,341	232.2

※ 面積：平成24年全国都道府県市区町村別面積調（ただし、塩尻市については、境界未定部分がある。）

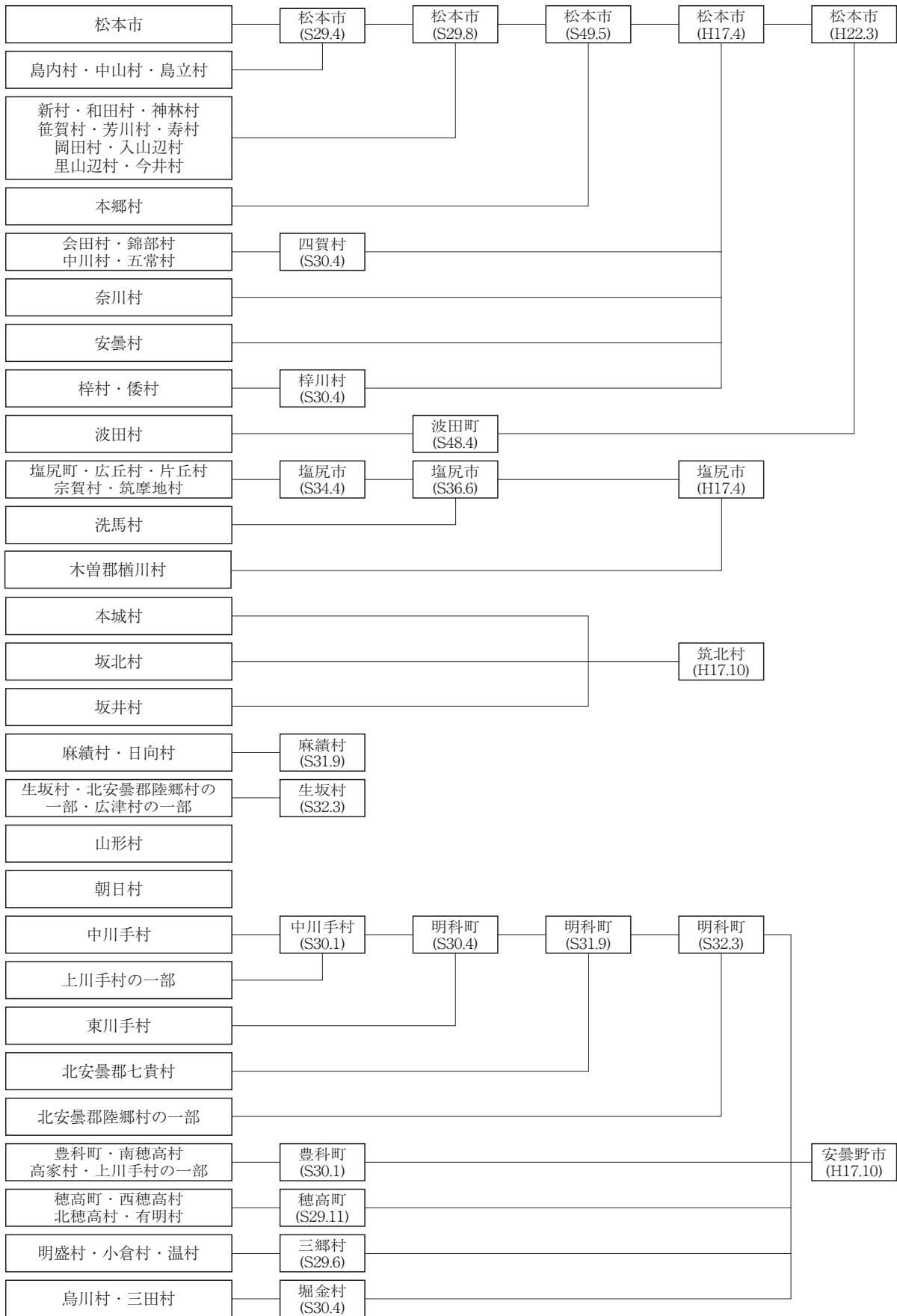
※ 人口及び世帯数：平成26年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口及び世帯数（関係市村資料による）

(4) 松本広域連合の沿革

昭和 46 年	7 月 15 日	自治省から「松本地域広域市町村圏」の指定を受ける
	8 月 31 日	松塩筑南安広域市町村圏協議会設置 (事務局: 松本市)
昭和 47 年	3 月	松本地域広域市町村圏計画策定
	4 月 1 日	松塩筑南安病院組合設置 南安曇郡消防組合設置
	8 月 10 日	東筑摩郡施設組合設置
昭和 48 年	4 月 1 日	松塩筑南安精神薄弱者福祉施設組合設置
	9 月 10 日	東筑摩郡施設組合が松塩筑南安施設組合に名称変更
昭和 52 年	3 月	松本地域広域市町村圏計画第1次改定計画策定
	9 月 30 日	松塩筑南安広域市町村圏協議会廃止
	10 月 1 日	松塩筑南安病院組合、松塩筑南安精神薄弱者福祉施設組合を統合し、新たに「松塩筑南安広域行政事務組合」を設置
昭和 53 年	4 月 5 日	「広域行政通信」創刊号発行
昭和 54 年	8 月 1 日	松塩筑南安施設組合 (松本社会文化会館) を松塩筑南安広域行政事務組合に統合
昭和 55 年	2 月 28 日	精神薄弱者更生施設「今井学園」体育館兼指導訓練棟新築
	3 月	松本地域新広域市町村圏計画策定
昭和 61 年	5 月	松本地域新広域市町村圏計画第1次改定計画策定
昭和 63 年	4 月 1 日	松塩筑南安広域行政事務組合の名称を「松本地域広域行政事務組合」に変更
平成 元年	6 月 30 日	国の「ふるさと市町村圏」に選定される
平成 2 年	3 月	第1次松本地域ふるさと市町村圏計画策定
	4 月 1 日	松本市企画課から事務局を分離し、専任事務局体制をスタート 併せて事務局に「広域消防推進プロジェクトチーム」を設置
	11 月 26 日	広域シンボルマークの制定
	平成 3 年	6 月 6 日
平成 4 年	4 月 1 日	自治省消防庁から政令指定の内示を受け、平成5年4月1日の広域消防業務開始に向けて「広域消防準備室」を設置
平成 5 年	3 月 8 日	麻績消防署、明科消防署、山形消防署、梓川消防署安曇出張所及び無線中継基地局合同竣工式
	4 月 1 日	松本広域消防局発足 (非常備12町村を含め、松本地域2市4町13村を一体化した広域常備消防体制の整備)
	7 月 17 日	信州博覧会に松本広域館を出展 (～9月26日)
平成 6 年	5 月 23 日	救急救命士搭乗による高規格救急車の運用開始
平成 7 年	2 月	第2次松本地域ふるさと市町村圏計画策定
	11 月	第2次松本地域広域消防計画策定
	12 月 26 日	阪神・淡路大震災を教訓に、1月17日を「松本広域圏防災の日」に設定
平成 8 年	4 月 1 日	松本社会文化会館を松本市へ移管
	10 月 1 日	松本広域消防局消防職員委員会を設置
	10 月 7 日	2時間以内で「松本～新宿」間を結ぶ「特急あずさ」実現期成同盟会設立
	11 月 15 日	ひとり暮らし老人等緊急通報システム受信装置を運用開始

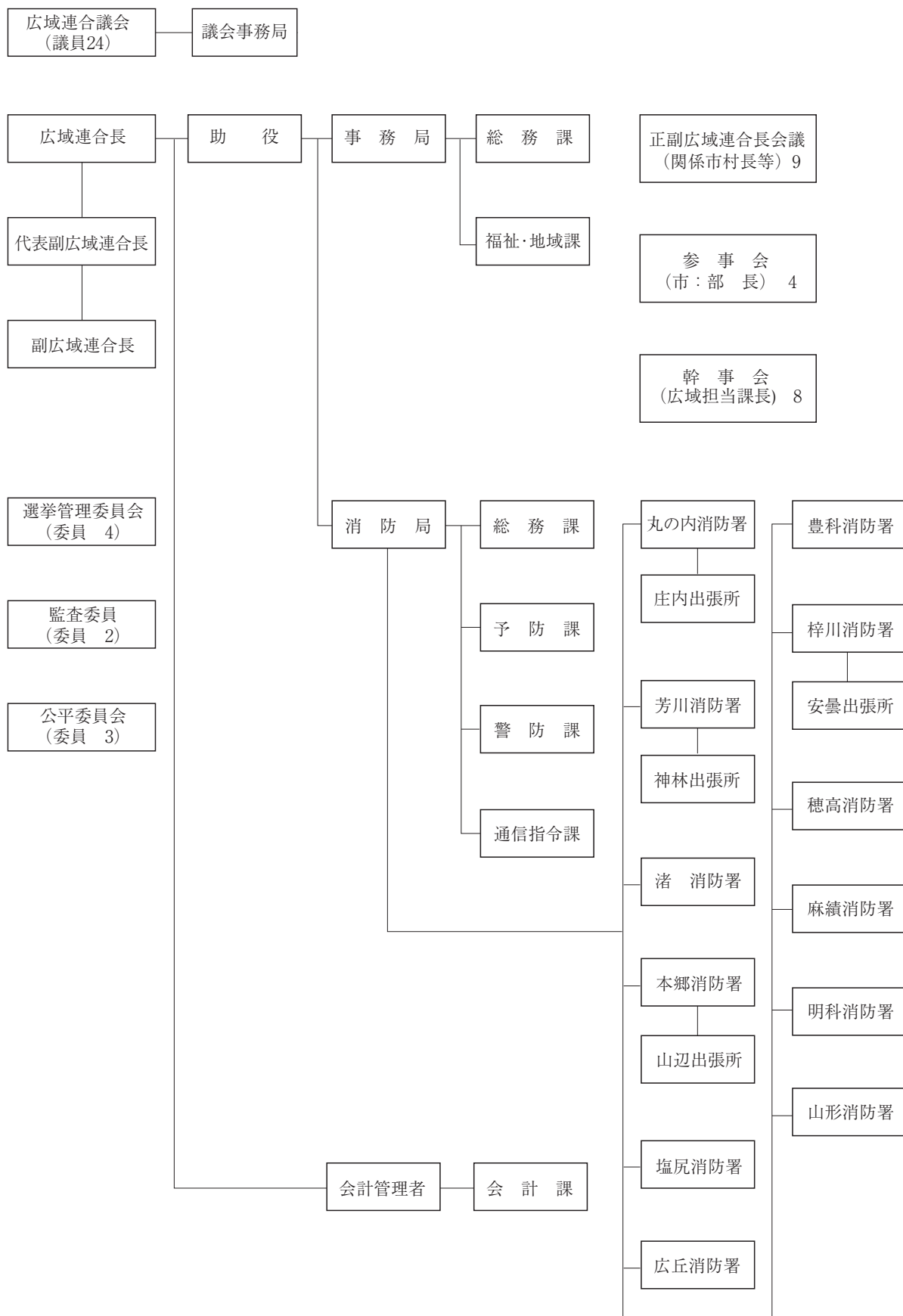
平成 9 年	3 月 19 日	松本地域広域連合研究会の設置 (事務局: 松本市企画課)
	9 月 3 日	中央東線超高速化実現期成同盟会設立
	11 月 14 日	松本地域広域行政事務組合設立20周年・広域消防発足5周年記念式典開催
平成 10 年	4 月 1 日	広域連合準備室を事務局に設置 精神薄弱者更生施設「今井学園」を、社会福祉法人中信社会福祉協会へ移管
	12 月	関係19市町村の12月定例会で、松本地域広域行政事務組合の解散及び松本広域連合設置関連議案の可決
平成 11 年	1 月 14 日	県知事の松本広域連合設置の許可
	1 月 31 日	松本地域広域行政事務組合解散
	2 月 1 日	松本広域連合設置
	4 月	広域連合移行に伴う権限移譲 (火薬類・液化石油ガス関係)
	10 月 12 日	介護認定審査会の設置・運営業務を開始
	11 月 12 日	松本広域連合広域計画策定
平成 12 年	3 月	第3次松本地域ふるさと市町村圏計画策定
	4 月 1 日	特別救助隊の設置
平成 16 年	2 月 12 日	松本広域連合広域計画の改定
	2 月 22 日	松本広域消防発足10周年記念式典開催
平成 17 年	4 月 1 日	松本市に四賀村、奈川村、安曇村及び梓川村が編入合併 塩尻市に木曾郡檜川村が編入合併
	7 月	第4次松本地域ふるさと市町村圏計画策定
	10 月 1 日	豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併し、安曇野市発足
	10 月 11 日	本城村、坂北村及び坂井村が合併し、筑北村発足
	3 月	松本広域連合規約の変更 (障害程度区分認定審査会の設置及び運営関係)
平成 18 年	4 月 1 日	障害程度区分認定審査会の設置・運営業務を開始
	7 月 12 日	松本広域連合広域計画の変更 (障害程度区分認定審査会の設置及び運営関係)
	3 月 12 日	松本広域連合消防計画の改定
平成 19 年	3 月 12 日	松本広域連合消防計画の改定
平成 20 年	1 月 30 日	中央東線超高速化実現期成同盟会の解散
平成 21 年	2 月 12 日	松本広域連合広域計画の改定
	3 月 8 日	広域連合発足10周年等記念式典開催
平成 22 年	3 月 31 日	松本広域連合規約の変更 松本市に波田町が編入合併
	7 月 7 日	松本広域連合広域計画の変更
	4 月 1 日	松本広域連合規約の変更 (旧伝染病舎解体)
平成 24 年	4 月 1 日	松本広域連合規約の変更 (旧伝染病舎解体)
	7 月 5 日	松本広域連合広域計画の変更
平成 26 年	2 月 14 日	松本広域連合広域計画の改定

(5) 関係市村の推移



(6) 松本広域連合組織図

<平成25年4月1日現在>



2 松本地域ふるさと基金造成の経緯

(単位：千円)

区 分	平成元年度 出 資 額	平成2年度 出 資 額	12年度末	16年度末	17年度末	21年度末	25年度末	
松 本 市						529,079	529,079	
(波 田 町)	12,858	12,858	25,716	25,716	25,716	25,716	25,716	
[松 本 市]					503,363	503,363	503,363	
(松 本 市)	225,003	225,009	450,012	450,012	450,012	450,012	450,012	
(四 賀 村)	8,011	8,011	16,022	16,022	16,022	16,022	16,022	
(奈 川 村)	3,691	3,690	7,381	7,381	7,381	7,381	7,381	
(安 曇 村)	4,571	4,571	9,142	9,142	9,142	9,142	9,142	
(梓 川 村)	10,403	10,403	20,806	20,806	20,806	20,806	20,806	
塩 尻 市					141,971	141,971	141,971	
(塩 尻 市)	67,658	67,658	135,316	135,316	135,316	135,316	135,316	
(楢 川 村)					6,655	6,655	6,655	
安 曇 野 市					158,836	158,836	158,836	
(明 科 町)	10,789	10,788	21,577	21,577	21,577	21,577	21,577	
(豊 科 町)	22,812	22,812	45,624	45,624	45,624	45,624	45,624	
(穂 高 町)	23,068	23,068	46,136	46,136	46,136	46,136	46,136	
(三 郷 村)	14,346	14,345	28,691	28,691	28,691	28,691	28,691	
(堀 金 村)	8,404	8,404	16,808	16,808	16,808	16,808	16,808	
東 筑 摩 郡	麻 績 村	5,644	5,644	11,288	11,288	11,288	11,288	11,288
	生 坂 村	4,956	4,955	9,911	9,911	9,911	9,911	9,911
	山 形 村	7,859	7,858	15,717	15,717	15,717	15,717	15,717
	朝 日 村	6,190	6,190	12,380	12,380	12,380	12,380	12,380
	筑 北 村					27,473	27,473	27,473
	(本 城 村)	4,777	4,777	9,554	9,554	9,554	9,554	9,554
	(坂 北 村)	4,802	4,802	9,604	9,604	9,604	9,604	9,604
	(坂 井 村)	4,158	4,157	8,315	8,315	8,315	8,315	8,315
	(小 計)	38,386	38,383	76,769	76,769	76,769	76,769	76,769
市町村出資金合計	450,000	450,000	900,000	900,000	906,655	906,655	906,655	
長 野 県 助 成 金	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
信州博覧会松本広域館・国宝松本城 400年祭り実行委員会寄付金			8,557					
冬季オリンピック等松本地域推進協議会寄付金			113	3,000	1,900	1,900	1,900	
合 計	500,000	500,000	1,008,670	1,003,000	1,008,555	1,008,555	1,008,555	

※平成元年度から平成21年度までの名称は、「松本地域ふるさと市町村圏基金」

3 旧伝染病舎跡地

所在地番 松本市村井町南2丁目1229番地4
 地目 宅地
 地積 3,307.00㎡

4 広域消防

(1) 火災の発生状況

出火原因	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
焚き火	38	18	46	15	36
こんろ	19	14	13	7	13
たばこ	14	11	11	6	11
放火(疑い含む)	10	26	29	13	23
ストーブ	8	1	3	4	4
その他	70	86	101	87	111
合計	159	156	203	132	198

※「その他」の主な内訳 風呂かまど、電気配線、電気機器、煙突など

(2) 救急車の出場状況

事故種別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
急病	8,438	9,311	10,082	10,401	10,530
交通	1,455	1,591	1,530	1,543	1,454
その他	3,902	4,078	4,206	4,150	4,530
合計	13,795	14,980	15,818	16,094	16,514

※「その他」の主な内訳 一般負傷、転院搬送、運動競技 労働災害など

(3) 消防車両の配備状況

区分	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	救助工作車	高規格救急自動車		その他車両 (二輪車を除く)	合計
						予備車			
消防局								11	11
丸の内消防署	1	1		1		1		1	5
庄内出張所	1	1						1	3
芳川消防署	1	1				1		1	4
神林出張所		1	1					2	4
渚消防署	1	1		1	1	1	1	1	7
本郷消防署	1	1		1		1		1	5
山辺出張所	1	1						1	3
塩尻消防署	1	2			1	1	1	1	7
広丘消防署	1		1			1		1	4
豊科消防署	1	1			1	1	1	1	6
梓川消防署	1	1				1		1	4
安曇出張所	1					1		1	3
穂高消防署	1	1				1		1	4
麻績消防署	1	1				1	1	1	5
明科消防署	1	1				1		1	4
山形消防署	1	1				1		1	4
合計	15	15	2	3	3	13	4	28	83

※消防車両の配備状況は、平成25年4月1日現在
 麻績消防署配置の水槽付消防ポンプ自動車は救助工作車兼用

5 介護認定審査

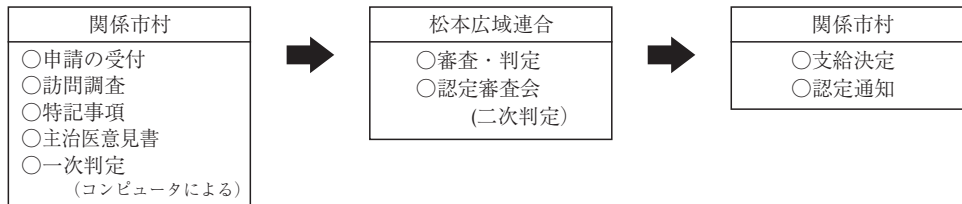
高齢化社会のなかで、介護は避けて通れない問題であり、介護への不安や負担を社会全体で支えあう制度として、平成12年4月1日に介護保険制度が創設されました。

平成11年度には、当時の関係19市町村により、松本広域連合内に介護認定審査会が共同設置され、保健・福祉・医療の各分野の学識経験者を審査会委員として任命し、介護認定審査事務がスタートしました。

(1) 介護認定審査会の概要（平成25年度）

- ア 名称 松本広域連合介護認定審査会
- イ 委員数 100人
- ウ 合議体数 20合議体（1合議体5人）
- エ 開催回数 毎週10回

(2) 介護認定審査事務の流れ



◆ 介護認定審査会審査判定状況

年度	件数	区 分 (内 訳)							
		非該当	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			要支援1	要支援2					
20	17,620	9	967	3,250	2,234	3,389	3,021	2,256	2,494
21	17,555	63	1,804	3,090	2,772	3,129	2,608	2,202	1,887
22	19,939	67	2,202	3,593	3,150	3,466	2,487	2,322	2,652
23	20,032	46	2,419	3,692	3,363	3,448	2,544	2,305	2,206
24	19,542	49	2,430	3,444	3,033	3,249	2,532	2,284	2,521

6 障害支援区分認定審査（障害程度区分認定審査）

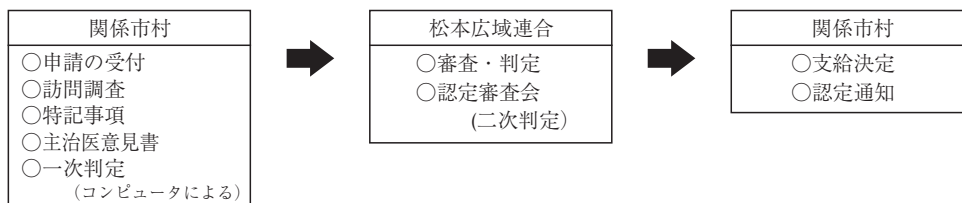
障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日）に基づき、松本広域連合に関係9市町村による障害程度区分認定審査会が共同設置されました。

平成26年度からは、障害者総合支援法において障害程度区分を障害支援区分に改めたことから、審査会の名称を、障害支援区分認定審査会へ変更しました。

(1) 障害程度区分認定審査会の概要（平成25年度）

- ア 名称 松本広域連合障害程度区分認定審査会
- イ 委員数 15人
- ウ 合議体数 3合議体（1合議体5人）
- エ 開催回数 毎月3回

(2) 障害程度区分認定審査事務の流れ



◆ 障害程度区分認定審査会審査判定状況

年度	件数	区 分 (内 訳)							
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
20	277	1	21	83	64	37	35	36	
21	950	1	104	230	166	130	133	186	
22	645	0	76	151	102	79	127	110	
23	509	1	93	155	69	56	60	75	
24	1,002	1	123	246	130	119	154	229	

7 広域的なごみ処理の対応

(1) 経過

- 平成 9年 1月 28日 「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」
(厚生省生活衛生局水道環境部長通知)
- 6月 30日 「ごみ処理の広域化計画の策定について」
(県生活環境部長通知)
- 平成10年 8月 「松本地域ごみ処理広域化計画」策定
- 平成11年 3月 「長野県ごみ処理広域化計画」策定
- 平成23年 3月 「松本地域ごみ処理広域化計画」を見直し
(松本地域ごみ処理広域化推進協議会)

(2) 松本地域ごみ処理広域化の経過

処理エリア・組合		施設概要	H10	H13	H24	H34	H41
中南部	松塩地区広域 (H23までは松本西部広域)	450t/日 (全連) [H11稼働]					300t/日 [新設]
	(塩尻・朝日衛生)	90t/日 (准連) [H3稼働]			[統合]		
北部	穂高広域	150t/日 (准連) [H6稼働]				100t/日 [新設]	
	(白坂衛生)	20t/日 (機バ)			[廃止]		

(3) 計画推進体制

- ア 県の組織 長野県ごみ処理広域化推進協議会
- イ 松本地域 松本地域ごみ処理広域化推進協議会 (事務局：松本地方事務所)

8 職員の共同研修及び派遣研修

(1) 共同研修の実施状況

年度	回数	参加者(人)	内 容 等
21	4	173	政策課題研修、プレゼンテーション研修、講演会
22	4	168	クレーム対応研修、政策課題研修、プレゼンテーション研修、講演会
23	4	103	クレーム対応研修、コンプライアンス研修、OJT研修、政策課題研修
24	2	24	ディベート研修、政策課題研修
25	1	247	講演会

(2) 派遣研修の実施状況

年度	参加市町村等数	参加者(人)	内 容 等
21	4	6	保育士
22	4	5	一般行政・保育士・福祉
23	5	6	一般行政・保育士・福祉
24	4	6	一般行政・保育士・福祉
25	3	4	一般行政

松本広域連合規約

平成 11 年 1 月 14 日
長野県指令 10 地第 1018 号

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、松本広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村（以下「関係市村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、関係市村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 松本地域の広域行政の推進に関する事務
- (2) 松本地域ふるさと基金を活用する事業（以下「松本地域ふるさと基金事業」という。）の実施に関する事務
- (3) 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務
- (4) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (5) 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務
- (6) 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務
- (7) 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
- (8) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務
- (9) 広域的なごみ処理の対応に関する事務
- (10) 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務
- (11) 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務
 - ア 地方分権に関すること。
 - イ 広域的な地域情報化に関すること。
 - ウ 広域的な保健福祉に関すること。
 - エ 広域的な観光振興に関すること。
 - オ その他広域にわたる重要な課題で第 11 条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること。

(広域計画の項目)

第 5 条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 松本地域の広域行政の推進に関すること。
- (2) 松本地域ふるさと基金事業の実施に関すること。
- (3) 旧伝染病舎跡地の管理に関すること。
- (4) 消防に関すること。（消防団に関すること並びに水利施設の設置、維持及び管理に関することを除く。）
- (5) 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関すること。
- (6) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関すること。
- (7) 広域的なごみ処理の対応に関すること。
- (8) 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関すること。
- (9) 次に掲げる事項についての調査研究に関すること。
 - ア 地方分権に関すること。
 - イ 広域的な地域情報化に関すること。
 - ウ 広域的な保健福祉に関すること。

エ 広域的な観光振興に関すること。

オ その他広域にわたる重要な課題で第 11 条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること。

(10) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所の位置)

第 6 条 広域連合の事務所は、長野県松本市波田 4 4 1 7 番地 1 に置く。

(議会の組織)

第 7 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、24 人とする。

(議員の選挙の方法)

第 8 条 広域連合議員は、関係市村の議会において、当該議会の議員の中から選挙する。

2 関係市村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 松本市 10 人
- (2) 塩尻市 4 人
- (3) 安曇野市 5 人
- (4) 麻績村 1 人
- (5) 生坂村 1 人
- (6) 山形村 1 人
- (7) 朝日村 1 人
- (8) 筑北村 1 人

3 関係市村の議会における選挙については、法第 118 条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、関係市村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(執行機関の組織)

第 11 条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 7 人、助役 1 人及び会計管理者 1 人を置く。

(執行機関の選任の方法)

第 12 条 広域連合長は、関係市村の長のうちから、関係市村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市村の長をもって充てる。

4 助役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市村の副市長のうちから選任する。

5 会計管理者は、広域連合長が任命する。

6 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(執行機関の任期)

- 第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、広域連合長及び副広域連合長の属する市村の長としての任期による。
- 2 助役の任期は、助役の属する市村の副市村長としての任期による。

(補助職員)

- 第14条 第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

- 第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

- 第16条 広域連合に監査委員2人を置く。
- 2 監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本条において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

(公平委員会)

- 第17条 広域連合に公平委員会を置く。
- 2 公平委員会は、3人の公平委員をもってこれを組織する。
- 3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者の中から、広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。
- 4 公平委員の任期は、4年とする。

(経費の支弁の方法)

- 第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。
- (1) 関係市村の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び県の支出金
 - (4) 地方債
 - (5) その他
- 2 前項第1号に規定する関係市村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表第1及び別表第2の当該欄に掲げるとおりとする。

(補則)

- 第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成11年2月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した松本地域広域行政事務組合の解散時の管理者が、

広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、規則で定める日から施行する。
- (経過措置)
- 2 変更後の松本広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）別表第1及び別表第2の規定の適用については、平成17年度に限り、次のとおりとする。
- (1) 変更前の松本広域連合規約（以下「変更前の規約」という。）第2条に規定する関係市村をもって算定基礎とする。
 - (2) 変更後の規約第2条に規定する塩尻市（以下「新塩尻市」という。）の人口は、変更前の規約第2条に規定する塩尻市（以下「旧塩尻市」という。）の人口と編入前の木曾郡楢川村（以下「旧楢川村」という。）に備考の規定を適用して得た人口とを合算する。
 - (3) 変更後の規約第2条に規定する松本市の負担割合は、別表第2に規定する署所設置経費を除き、変更前の規約第2条に規定する松本市、四賀村、奈川村、安曇村及び梓川村に係るものを合算する。
 - (4) 新塩尻市の基準財政需要額は、旧塩尻市の基準財政需要額と旧楢川村に備考の規定を適用して得た基準財政需要額とを合算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 筑北村に係る、この規約による変更後の松本広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）別表第1に規定する人口割の算定基礎は、平成18年度に限り、この規約による変更前の松本広域連合規約（以下「変更前の規約」という。）第2条に規定する本城村、坂北村及び坂井村（以下「本城村等」という。）に係る人口の合算とする。
- 3 変更後の規約別表第1に規定する平成18年度及び平成19年度の介護認定審査会の設置及び運営に関する事務に係る審査判定実績割の算定基礎は、次のとおりとする。
- (1) 松本市に係る審査判定実績 平成18年度に限り、松本広域連合規約の一部を変更する規約（平成17年長野県指令17地第193号）による変更前の松本広域連合規約（以下「旧規約」という。）第2条に規定する松本市、四賀村、奈川村、安曇村及び梓川村に係る審査判定実績を合算する。
 - (2) 塩尻市に係る審査判定実績 平成18年度に限り、旧規約第2条に規定する塩尻市と編入前の木曾郡楢川村に係る審査判定実績を合算する。
 - (3) 安曇野市に係る審査判定実績
ア 平成18年度は、変更前の規約第2条に規定する明科町、豊科町、穂高町、三郷村及び堀金村（以下「明科町等」という。）に係る審査判定実績を合算する。
イ 平成19年度は、平成17年4月1日から同年9月30日までの明科町等に係る審査判定実績と平成17年10月1日から平成18年3月31日までの安曇野市に係る審査判定実績とを合算する。
 - (4) 筑北村に係る審査判定実績
ア 平成18年度は、本城村等に係る審査判定実績を

合算する。

イ 平成19年度は、平成17年4月1日から同年10月10日までの本城村等に係る審査判定実績と平成17年10月11日から平成18年3月31日までの筑北村に係る審査判定実績とを合算する。

4 変更後の規約別表第1に規定する障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務に係る負担割合のうち人口割及び実績割の額は、同表の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度に限り、総経費の8.5/10に人口割を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に助役である者は、この規約の施行の日に、この規約による変更後の松本広域連合規約第12条第4項の規定により、助役として選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第5条の改正規定、第19条を削り、第20条を第19条とする改正規定及び別表第1の改正規定（

1 ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事務の実施に必要な連絡調整に関する事務	1 松本地域の広域行政の推進に関する事務
2 ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うとされた事業の実施に関する事務	2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事務

に改める部分に限る。)は、同年4月1日から施行する。(経過措置)

2 変更後の松本広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）別表第1に規定する松本市に係る人口割の算定基礎は、平成22年度に限り、変更前の松本広域連合規約（以下「変更前の規約」という。）第2条に規定する松本市及び波田町（以下「旧松本市等」という。）に係る人口の合算とする。

別表第1(第4条及び第18条関係)

処 理 事 務	経 費	市 村	負 担 割 合	
			均 等 割	人口割及び実績割
1 松本地域の広域行政の推進に関する事務	全体事業費	松本市 塩尻市 及び 安曇野市	総経費の3/10に1/4を乗じて得た額	総経費の7/10に人口割を乗じて得た額
2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事務				
3 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務				
4 広域的なごみ処理の対応に関する事務		東筑摩郡の 各村	総経費の3/10に1/4を乗じた額を5で除して得た額	
5 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務				
6 広域的な調査研究に関する事務				
7 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	全体事業費	関係市村	総経費の1.5/10に1/8を乗じて得た額	総経費の8.5/10に審査判定実績割を乗じて得た額
8 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	全体事業費	関係市村	総経費の1.5/10に1/8を乗じて得た額	総経費の8.5/10に審査判定実績割を乗じて得た額

備考 1 「人口割」の算定基礎は、前年10月1日の住民基本台帳に記載されている人口による。

2 「審査判定実績割」の算定基礎は、前々年度審査判定実績による。

3 変更後の規約別表第1に規定する松本市に係る介護認定審査会の設置及び運営に関する事務に係る審査判定実績割の算定基礎は、平成22年度及び平成23年度に限り、次のとおりとする。

(1) 平成22年度は、旧松本市等に係る審査判定実績を合算する。

(2) 平成23年度は、平成21年4月1日から平成22年3月30日までの旧松本市等に係る審査判定実績と平成22年3月31日の松本市に係る審査判定実績とを合算する。

4 変更後の規約別表第1に規定する松本市に係る障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務に係る審査判定実績割の算定基礎は、平成22年度及び平成23年度に限り、次のとおりとする。

(1) 平成22年度は、旧松本市等に係る審査判定実績を合算する。

(2) 平成23年度は、平成21年4月1日から平成22年3月30日までの旧松本市等に係る審査判定実績と平成22年3月31日の松本市に係る審査判定実績とを合算する。

5 変更後の規約別表第2に規定する松本市に係る基準財政需要額は、平成22年度に限り、旧松本市等に係る基準財政需要額を合算する。

6 変更後の規約別表第2に規定する松本市の高速道路救急業務に係る特別交付税の交付決定額に相当する額は、平成22年度に限り、平成21年度の旧松本市等の高速道路救急業務に係る特別交付税の交付決定額に相当する額を合算した額とする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 事務所の移転に必要な準備行為は、この規約の改正前においても行うことができる。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

別表第2（第4条及び第18条関係）

処理事務	経費	市 村	負担割合		
1 消防に関する事務 (消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)	共通経費	松本市	総経費の9/10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額に総経費の0.6/10の額を加えて得た額		
		塩尻市	総経費の9/10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額に総経費の0.15/10の額を加えて得た額		
		安曇野市	総経費の9/10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額に総経費の0.25/10の額を加えて得た額		
		東筑摩郡の各村	総経費の9/10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額		
		関係市村	高速道路救急業務に係る特別交付税の交付決定額に相当する額		
2 火薬類の譲渡譲受及び消費の許可等に関する事務	署所設置経費	負 担 割 合			
	麻績消防署	市 村	庁舎用地取得経費及び庁舎用地造成経費（起債償還経費を含む。）	左に掲げる以外の経費	
		麻績村	経費の6/10の額	経費の3.34/10の額	
筑北村		経費の4/10の額	経費の6.66/10の額		
3 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務	明科消防署	負 担 割 合			
		市 村	庁舎用地取得経費（起債償還経費を含む。）	左に掲げる以外の経費	
		松本市		経費の3.47/10の額	
		安曇野市	経費の10/10の額	経費の4.43/10の額	
	生坂村		経費の2.1/10の額		
	山形消防署	負 担 割 合			
		市 村	庁舎用地取得経費（起債償還経費を含む。）	庁舎用地造成経費（起債償還経費を含む。）	左に掲げる以外の経費
		松本市	経費の3.5/10の額		経費の4.7/10の額
		山形村	経費の5/10の額	経費の10/10の額	経費の2.87/10の額
	朝日村	経費の1.5/10の額		経費の2.43/10の額	
	梓川消防署 安曇出張所	市 村	負 担 割 合		
		松本市	経費の10/10の額		

備考 1 「基準財政需要額」は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第3項前段の規定による交付税額の決定に際し用いた、前年度の消防費に係る基準財政需要額とする。
 2 「高速道路救急業務に係る特別地方公税の交付決定額」は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）に規定する高速道路等救急業務に係る特別交付税の前年度12月交付決定額とする。

松本広域連合広域計画

平成 26 年 3 月

発 行 松本広域連合
事務局 〒390-1401 長野県松本市波田4417番地1
松本市役所波田支所4階
TEL 0263-87-5460
FAX 0263-87-5462
U R L <http://www.m-kouiki.or.jp>
E-mail info@m-kouiki.or.jp

松本市 塩尻市 安曇野市 麻績市 生坂村 山形村 朝日村 筑北村



松本広域連合 シンボルマーク

「円」は、松本地域を表し、「m」は、松本の頭文字を手書きで表現し、松本地域の市村が力強く未来に向かって飛躍、発展する様子を象徴しています。